

利島村立利島小学校・中学校 いじめ防止対策基本方針

本校のいじめに関する現状と課題

本校は児童 19 名、生徒 12 名（令和 5 年度 4 月）の極小規模校である。児童・生徒の交流、小学校では他学年との交流が多い。全体的に児童・生徒個々は優しく、素直である。兄弟姉妹・親戚関係、保育園から同じクラスの関係があり、学年にかかわらず横並びの関係のため、上級生・下級生を意識しない言葉遣いや態度がしばしば見られる。多くの児童・生徒がスマートフォンや PC、ゲーム機等のインターネット通信機器を持っており、それらを介して島内外問わず情報交換が可能な環境にあり、トラブルに発展する可能性がある。また、本校は島外からの転入学があるため、異なった人間関係の価値観に出会ったとき、うまく対処できずトラブルに発展する可能性もある。全ての児童・生徒にとって安全・安心な学校を目指し、我々教職員は児童・生徒を見守り、いじめの未然防止・早期発見・適切な対処のため、いじめ対策委員会と担任及び生活指導部が中心となって実態調査を実施し、「いじめは絶対に許されない行為である」ことの呼びかけを継続・実践していく。

いじめ防止対策推進法 第 2 条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- (1) 学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ防止対策委員会には、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、及び、必要に応じて担任が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。（毎月 1 回）
- (2) 学級活動、道徳、児童生徒会活動を通して、いじめを許さない学級・学校づくりに努める。
- (3) 人権教育研修に全教員が参加し、いじめの認知能力及びその後の対応能力を含む人権意識の向上に努める。
- (4) 児童・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、利島駐在所や大島警察署と連携してセーフティ教室を実施し、情報モラルについての教育の推進を図る。
- (5) いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、スクールカウンセラーと連携し、得られた情報を教職員間で共有する。

保護者・地域との連携

学校基本方針を保護者会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定して取組の改善に生かす。PTA や民生委員をはじめとする村民の協力を得て、児童生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。学校便り等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等を掲載し活用を促す。

学校

いじめ防止対策委員会

【本委員会の役割】

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・相談窓口、発生した事案への対応
- ・朝礼や職員会議で全教職員に周知

【構成メンバー】

管理職、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、担任（必要に応じて）

全教職員

関係機関等との連携

連携機関名

- ・利島村教育委員会
- ・利島村駐在所
- ・利島村診療所
- ・大島警察署
- ・大島管内出張所
- ・児童相談所（新宿）

学校が実施する取組

- (1) **未然防止** 教職員：人権研修（指導力向上のための校内研修） 児童・生徒：道徳、学級活動等いじめを考える授業、情報モラル教育を実施する。
保護者・地域：本校のいじめ問題への取組について保護者会で周知し、見守り等の協力を求める。
- (2) **早期発見** 実態把握：日々の観察、いじめに関するアンケート、スクールカウンセラーによる全員面談、情報共有、家庭への啓発を行う。
- (3) **いじめへの対処** 本委員会を開き、組織的に対応する手立ての検討、被害の児童・生徒・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア、組織的な支援、加害の児童・生徒・保護者に対する組織的・継続的な観察・指導・支援、他の児童・生徒へ互いを尊重し認め合える集団づくりを行う。
- (4) **重大事態への対処** 被害児童・生徒の保護、所管教育委員会への報告、駐在所への相談・通報、いじめ対策緊急保護者会を開催する。